

災害時における安否不明者等の 氏名等公表について

○熱海市の土石流災害

→安否不明者の氏名等公表

→救助対象者の絞り込み、

救助活動の効率化



○大規模災害に備え、ガイドライン作成

個人情報保護条例の取り扱い

人の生命、身体又は財産の保護のために**緊急に必要がある場合**



**個人情報の利用及び提供制限の
例外規定の適用→氏名等公表可**

※DV、ストーカー等の被害者など、所在情報を秘匿する必要がある方を保護するため、**住民基本台帳の閲覧制限のある方は上記の対象外**

ガイドライン：氏名等公表のポイント

○緊急時（人命救助等）

→ **人命最優先**で迅速に公表

○緊急時以外

→ **家族等の同意を要件に公表**

・ただし、住基台帳の閲覧制限(DV、ストーカー等被害)がある場合は非公表

・公表後、家族等から不同意の申し出があった場合は、その時点から非公表

・死者の情報は「緊急時以外」に含み、遺族の同意を要件に公表

ガイドライン：役割分担

- 県**……………対象者の氏名等をまとめて公表
- 市町村**…住基情報の確認、家族等の意向
確認、県への連絡
- 県警察**…人的被害の事実確認

※市町村が独自に公表することは妨げない